

○二松学舎大学学園祭実行委員会規約  
(平成18年5月13日施行)

本学園祭実行委員会（以下、本会）は、二松学舎大学学生会規約第39条に基づき規定する。

学生会規約第37条により、各種のイベントは二松学舎大学の発展および学外団体との親睦を深めるために企画される。

本規約は、学園祭における事務作業の不正を防止し、参加者の意思統一を図ることを目的として制定する。

**第1条** 本会役員は、委員長1名、副委員長、総務局、広報局、衛生局、企画局の役員からなる。

**第2条** 本会役員の任期は、学園祭実行委員会が発足してから学園祭の決算報告が学生会執行委員会および学生支援課に承認されるまでとする。

**第3条** 本会役員の不正行為による不信任は、全本会役員の過半数の支持を得られれば成立する。この場合、その本会役員は直ちに解任される。

**第4条** 各局の主な任務は次のとおりである。

委員長：チームの最高責任者であり、全体の統括を行う。

副委員長：委員長の補佐を行う。

財務局：学園祭運営費の管理を行う。

総務局：企画部門、文化発表部門、装飾部門の3部門から成る。

広報局：会議における書記、事務作業、学園祭の情報発信を行う。各局の情報統括を行い、委員長、副委員長への報告を行う。

衛生局：学園祭での衛生管理、食品提供に関する管理を行う。

企画局：外部企業などとの交渉・連絡を行う。

学園祭全体のプラン立て、企画の運営には、全役員で分担をして適宜にあたるものとする。

**第5条** 本規約は、毎年のスタッフチーム編成に伴い、改正できるものとする。

平成14年5月13日 制定

平成14年6月7日 施行

平成18年5月13日 改正

平成19年5月19日 改正

平成21年5月23日 改正

平成26年5月31日 改正